

# 宅地建物取引業者の皆さまへ

## 令和6年5月25日より 宅地建物取引業（大臣免許）の申請書類等（\*） の提出先が変更になります

\* 免許申請書（新規、免許換え、更新）・名簿登載事項変更届出書・廃業等届出書・法第50条第2項の届出書

これまで

主たる事務所の所在する都道府県宛に提出

\* 法第50条第2項の届出書は、所在地を管轄する都道府県宛に提出

NEW!!

これから

中国地方整備局宛て  
「郵送」にて提出

\* 法第50条第2項の届出書は免許権者に加え、所在地を管轄する都道府県宛にも別途提出

### 必要部数

正本1部、副本1部

（受付印の受領を希望する場合は、上記に加えて申請書等の鏡1枚と普通郵便用の切手を貼付した返信用封筒を同封）

### 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業係

TEL：082-221-9231（代表）

### その他

大臣免許に関しては、令和6年5月25日よりオンライン申請が可能となります。  
[（詳細はこちら）](#)

### 宛名ラベル

宛名ラベルとして  
ご使用ください。

該当する申請／届出書に  
○をつけてください。→

〒730-0013

広島県広島市中区八丁堀2-15

中国地方整備局建政部

建設産業課 不動産業係 あて

（新規申請・免許換申請・更新申請・変更届出  
50条2項届出・廃業届出・書替申請・その他）

TEL 082-221-9231